

○宮崎大学学部留学生に対する教養教育科目単位に関する取扱い

〔平成30年3月15日
基礎教育委員会決定〕

改正 令和3年3月25日 令和4年9月28日
令和6年3月29日

(趣旨)

第1 この取扱いは、宮崎大学における外国人留学生の履修方法の特例に関する細則第4条に関し、宮崎大学外国人留学生規程第2条第1号に規定する学部留学生のうち、グローバル人材育成学部教育プログラムで入学した者を除く学部学生（以下「学部留学生」という。）に係る教養教育科目の単位の取扱いに関し、必要な事項を下記のとおり定める。

(単位の上限)

第2 学部留学生が、日本語科目等（入門、初級日本語、初中級日本語及び中級日本語を除く。）に関する授業科目を履修し単位を修得したときは、次の各号に掲げる単位に読み替えることができる。なお、具体的な科目等については、各学部の履修指導に従うこととする。

- (1) 英語（外国語コミュニケーションを含む）のコミュニケーション 4単位まで
- (2) 課題発見科目については、次のとおりとする。

ア) 令和6年度入学生

教育学部		医学部		工学部	農学部	地域資源 創成学部
教職実践基礎 コース	左記以外の コース	医学科	看護学科			
10単位	14単位	8単位	8単位	18単位	18単位	12単位

イ) 令和7年度以降入学生

教育学部		医学部		工学部		農学部		地域資源 創成学部
教職実践基礎 コース	左記以外	医学科	看護学科	宮崎県 就職希望枠	左記以外	学部選抜	左記以外	
10単位	14単位	8単位	6単位	18単位	12単位	12単位	18単位	12単位

(読み替えの手続き)

第3 読み替えの手続きは、学部留学生の所属学部がとりまとめを行い、学部留学生ごとに教養教育科目単位読み替え表を作成し、学び・学生支援機構教養教育教務委員会（以下「教務委員会」という。）へ提出するものとする。

2 教務委員会は、前項により提出された読み替え表に基づき、読み替えの決定を行うものとする。

附 則

この取扱いは、平成30年4月1日から実施し、平成28年度入学の学部留学生から適用する。

附 則

この取扱いは、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この取扱いは、令和4年10月1日から実施する。

附 則

- 1 この取扱いは、令和6年4月1日から実施する。
- 2 令和6年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び在学者の属する年次に再入学、編入学又は転入学（以下「再入学等」という。）する者については、なお従前の例による。